

第1回「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島
づくり条例（仮称）」検討委員会 議事概要

日 時 平成25年3月26日 13:30～15:00

場 所 県社会福祉センター 7階 大会議室

出席委員 秋元委員，今村委員，岩崎委員，江之口委員，久木元委員，
澤田委員，玉川委員，十島委員，林委員，原田委員，肥後委員，
藤原委員，前田（究）委員，前田（圭）委員，松下委員（委員長），
松田委員，宮路委員，山科委員，横溝委員，吉田委員，四元委員
（21名，50音順）

事務局 障害福祉課長，精神保健福祉対策監 ほか

1 委員長選出

松下委員の委員長就任が決定された。

また，松下委員長の指名により，松田委員の職務代理者就任が決定された。

2 会議の公開について

会議を公開で行うことと決定された。

3 条例の制定について

(1) 資料説明

【事務局】

資料1により

- ・ 条例制定の背景，内容及び基本的な考え方・スケジュールを説明
- ・ 国における「障害者差別禁止法」の制定に係る経緯を説明
- ・ 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての障害者政策委員会差別禁止部会の意見を説明
- ・ 障害を理由とする差別を禁止する条例を制定している4道県の条例について説明
- ・ 平成24年8月から9月にかけて県で実施した「障害者アンケート調査結果の概要」を説明

(2) 質疑

【各委員の意見等】

- ・ 不均等待遇として，障害者ということで婚約を破棄されたという事例がある。

- ・ 困っている時に相談できる場所を周知するとともに、相談を受ける場の連携が重要である。
- ・ 障害者の定義を条例においてどのようにするのか。
- ・ アメリカの ADA（障害のあるアメリカ人のための法律）のように制裁を検討するのか。
- ・ 紛争の調停機能をどのように盛り込んでいくのか。

【事務局】

- ・ 障害者の定義は、障害者基本法をベースに検討していきたい。
- ・ 差別禁止法においては、罰則を設けるといふ検討はしていないようであり、障害のある方が地域で暮らしやすい共生社会の実現のため、話し合いの解決を一義的に目指しており、調停的な機能をはたせる機関を市町村・県・国に設置することを検討している。

【各委員の意見等】

- ・ 罰則規定は設けなくても、行政指導（公表等）について検討する必要がある。
- ・ 障害のある方と上手く共生し、分担しているような成功例や失敗例を勉強する場を設けてほしい。

【事務局】

- ・ 厚生労働省の労働政策審議会障害者雇用分科会意見書において、合理的配慮提供の実効性を担保するためには、あまり確定的に権利義務関係を考えるのではなく、指針等により好事例を示しつつ、当事者間の話し合いや第三者が入ってのアドバイスの中で、必要なものを個別に考えていくことが適当であると記載されている。

【各委員の意見等】

- ・ ワークショップを県内各地で開催してきたが、420の差別事例について収集している。
- ・ 条例において、罰則を考えなくていいのではないか。
- ・ 各県の条例があるが、鹿児島県の条例はどの条例を参考とする予定か。

【事務局】

- ・ 差別禁止法からはみ出すことはできないが、身近な相談機関をどうするか、公平中立な委員会をつくるのか検討することになると考えており、それらが盛り込まれている、隣県の熊本県に近いかたちの条例ができれば

ばと考えている。

【各委員の意見等】

- ・ 何が差別に当たるのか「物差し」が明らかになれば、ありがたいが、一義的に判断できない案件もあり、怖い面もある。
- ・ 差別に関し、県民へ周知するとともに、障害のある人にも周知してほしい。
- ・ 条例の中に、啓発・学習を位置づけてほしい。
- ・ 相談・調整のできる人材を育て、地域に配置してほしい。
- ・ 県民に条例検討委員会の議論を周知することにより、差別について考える機会が生じるのではないか。

【事務局】

- ・ 審議会の結果については、県のホームページに掲載するようになっているが、それ以上の啓発活動についても検討していきたい。

【各委員の意見等】

- ・ 審議状況の周知について、条例検討委員会中で議論しても良いのではないか。
- ・ 選挙権や被選挙権の欠格事由の一つとして成年被後見人があることについて違憲とする判決が東京地裁で出たが、選挙権という大事なものに対しても配慮していく必要がある。
- ・ 早いうちから学校の授業の中で、障害についての差別に取り組んでいけば、社会に考え方が浸透していくのではないか。
- ・ 学校で障害のある人と一緒に生活をしないことのほうが珍しい中で、啓発学習をどうしていくのかが大きな課題である。
- ・ わかりづらい障害（通常に見ているし、聞いているけどなかなか相手に伝わらない等）の差別についても議論する必要がある。
- ・ 条例検討委員会中の議論を教育の現場へ発信し、伝えていくことで、共生の一環となるのではないか。
- ・ 熊本県の条例は、広報啓発を重視しており、参考になるのではないか。
- ・ 北海道の条例は、就労支援が入っている等、各県条例の良いところを盛り込んでいけば良いものができるのではないか。
- ・ 4県の条例の特徴で、鹿児島でも取り組もうと考えているものはあるか。

【事務局】

- ・ 例えば、千葉県の条例の特徴で、県民の模範となる民間活動の表彰がある。このような制度は、広報啓発や県民の理解促進に繋がるのではないか。このような他県の取り組み内容で良いものを取り組んでいきたい。

【各委員の意見等】

- ・ 障害のある人もない人も共に生きるためには、就労が重要である。鹿児島は中小企業がほとんどであることも考慮しながら、企業と相談員が障害者に適した職種を説明して、障害者・企業どちらも納得のいくものにしてほしい。
- ・ 聴覚障害の方は、情報の入手が遅れるので、相談場所等について、目で見える情報で提供してほしい。
- ・ 条例の大事なものとして、差別の物差し・紛争の解決・広報がある。先行県でのこれらの効果について調査を行い、条例検討委員会に情報提供してもらい議論していきたい。

【事務局】

- ・ 先行県の運用上の課題として、広報が大事であるということが挙げられる。
- ・ 合理的配慮などわかりにくい概念について、県民の理解を深めることも重要である。
- ・ 先行県での課題については、情報収集し、お知らせしたい。